

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年12月25日
【会社名】	株式会社SBI証券
【英訳名】	SBI SECURITIES Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 正人
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-5562-7210(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 齋藤 岳樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-5562-7210(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 齋藤 岳樹
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした売出金額】	500百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年12月11日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、予定としていたユーロ市場で発行される
本社債の券面総額および未定であった利率および利息金額が決定しましたので、関係事項を下記のとおり訂正するもの
であります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出有価証券

2 売出しの条件

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所は、下線を付して示しております。

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債(売出短期社債を除く。)]

(訂正前)

銘柄	株式会社SBI証券2019年7月17日満期早期償還条項付/他社株価連動 円建社債(ソニー株式会社)(以下「本社債」という。)(注1、注2、注3)
記名・無記名の別	無記名式
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額(円)	500百万円
各社債の金額(円)	50万円
売出価額の総額(円)	500百万円
利率(%)	年率(未定)パーセント(年率1.00パーセント以上10.00パーセント以下を仮条件とする。)(注1)
償還期限	2019年7月17日、ただし、当日が営業日ではない場合、翌営業日に繰り延べるものとするが、関連する利息金額に対する調整は行われない(以下「満期日」という。)
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券(以下「売出人」という。)

(注)1. ユーロ市場で発行される本社債の券面総額は500百万円(予定)である。本社債に関する予定および未定の発行条件は、需要動向を勘案したうえで、2017年12月25日頃に決定される予定である。

<後略>

(訂正後)

銘柄	株式会社SBI証券2019年7月17日満期早期償還条項付/他社株価連動 円建社債(ソニー株式会社)(以下「本社債」という。)(注1、注2、注3)
記名・無記名の別	無記名式
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額(円)	500百万円
各社債の金額(円)	50万円
売出価額の総額(円)	500百万円
利率(%)	年率5.00パーセント
償還期限	2019年7月17日、ただし、当日が営業日ではない場合、翌営業日に繰り延べるものとするが、関連する利息金額に対する調整は行われない(以下「満期日」という。)
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券(以下「売出人」という。)

(注)1. ユーロ市場で発行される本社債の券面総額は500百万円である。

<後略>

2【売出しの条件】

(訂正前)

< 前略 >

本社債のその他の主な要項

< 中略 >

(4) 利息及びその他の計算

(a) 本社債の利息

各本社債の利息は、額面金額に対して年率(未定)パーセント(年率1.00パーセント以上10.00パーセント以下を仮条件とする。)で発生する。各本社債の利息は、利息起算日から、その額面金額の残高に対して、利息を生じ、当該利息は、各利払日(2018年4月17日(同日を含む。))から満期日(同日を含む。))までの毎年1月17日、4月17日、7月17日及び10月17日をいう。当該日が営業日ではない場合、翌営業日とするが、関連する利息金額に対する調整は行われぬ。において後払いされる。各利払日に支払われるべき利息の金額は、(未定)円とする。利払日が営業日(以下に定義される。)ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

本社債のその他の主な要項

< 中略 >

(4) 利息及びその他の計算

(a) 本社債の利息

各本社債の利息は、額面金額に対して年率5.00パーセントで発生する。各本社債の利息は、利息起算日から、その額面金額の残高に対して、利息を生じ、当該利息は、各利払日(2018年4月17日(同日を含む。))から満期日(同日を含む。))までの毎年1月17日、4月17日、7月17日及び10月17日をいう。当該日が営業日ではない場合、翌営業日とするが、関連する利息金額に対する調整は行われぬ。において後払いされる。各利払日に支払われるべき利息の金額は、6,250円とする。利払日が営業日(以下に定義される。)ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される。

< 後略 >